

要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

長崎県は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、次のとおり要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定しました。

要措置区域

整理番号	指定年月日	指定番号	要措置区域の所在地	区域の面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
整-25-1	平成25年7月16日	要-1号	島原市高島二丁目7194番2, 7195番2, 7196番1の各一部	137.0 m ²	シアン化合物 鉛及びその化合物

形質変更時要届出区域

整理番号	指定年月日	指定番号	形質変更時要届出区域の所在地	区域の面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
整-22-1	平成22年8月20日	形-1号	大村市今津町1404番2の一部	72.882 m ²	シアン化合物
整-25-2	平成25年7月16日	形-2号	島原市高島二丁目7197番1, 7197番2の各一部	130.5 m ²	シアン化合物 鉛及びその化合物
整-28-3	平成28年8月2日	形-3号	諫早市多良見町化屋327番1、331番1の各一部	4,139.1 m ²	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
整-04-6	令和4年12月16日	形-6号	東彼杵郡川棚町百津郷字新浜296番71の一部	650.3 m ²	ふっ素及びその化合物
整-07-7	令和7年10月7日	形-7号	西海市西海町横瀬郷無番地の一部	500.0 m ²	鉛及びその化合物

区域の詳細について、要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳を閲覧することができます。

＜台帳閲覧場所＞ 長崎県県民生活環境部地域環境課（長崎市尾上町3-1 / 電話：095-895-2356）